

埼森審第19号
令和6年3月4日

埼玉県知事 大野 元裕 様

埼玉県森林審議会会長 柴田 眞吾



林地開発行為の変更許可申請について（答申）

令和5年11月15日付け森第688号で諮問のあった件については、下記のとおりです。

記

林地開発行為の変更許可については、森林法第10条の2第2項の各号のいずれにも該当しないことから、やむを得ないと認める。なお、審議会として下記の意見を付する。

- 1 武甲山とその景観が地域住民にとって重要なことから、今回の区域だけでなく全体の開発・保全計画について、今までの取り組みのレビューと今後のビジョンを含めて長期的な視点から検討をしていくこと。